

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会  
諸規程類の制定等に関する規程

規程 第5号  
令和2年6月30日 施行

## 一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会 諸規程類の制定等に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、「一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会（以下、「当法人」という。）」の運営上の決まり（諸規程類）の制定、改廃及び公布等について必要な事項を定め、かつ諸規程類を体系的に整備するとともに、その適正な運用管理によって当法人の運営等の適性化と合理化を図ることを目的とする。

### (規程類の順位)

第2条 当法人の運営上の諸規程類についての順位は、次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 規程
- (3) 規則
- (4) 細則（内規）
- (5) ガイドライン・マニュアル

### (定義)

第3条 当法人の諸規程類は、以下のよう定義する。

- (1) 定款  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令に基づき、当法人の目的・事業・組織などについて定めた根本・基本規則
- (2) 規程  
定款に定める事業を行うために、組織・業務等の定義、会員・役員・部会員・委員等の基本的権利義務、業務分掌並びに職務権限その他業務組織に関する事項を定めるもの
- (3) 規則  
規程で定める条項に対して、業務及び任務等を実際実施する場合の取扱い、運用処理、管理に関する事項等の詳細内容を定めるもの
- (4) 細則  
規則に準拠し又は規則を補完するための詳細事項を定めるもの
- (5) ガイドライン・マニュアル  
一定の形式を必要とするほどのものではない軽易なことを定めるもの。主として、規則・細則に基づいた業務の具体的処理のための作業手続・方法及び条件等を定める

### (遵守義務)

第4条 諸規程類は、当法人の業務を執行、管理する基準であり、役員、部会並びに委員、事務局は厳正にこれを遵守しなければならない。

### **(制定、改廃の手続き及び権限)**

第 5 条 諸規程類を制定、改廃する手続き及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 定款の変更については、定款第 23 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、社員総会の決議を経なければならない。
- (2) 規程・規則・細則の制定、改廃については、定款第 37 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、理事会の審議を経て、理事会で決議する。
- (3) 「会費の額に関する規程」並びに「理事及び監事の報酬の額又はその規程」の制改定については、定款第 23 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、社員総会の決議を経なければならない。
- (4) ガイドライン・マニュアルの制定、改廃については、当該部会及び委員会、理事会又は事務局等が立案し、理事会で決議する。

### **(諸規程類の保管)**

第 6 条 定款及び諸規程類の原本保管は、事務局が管理するものとする。この場合、電子媒体での管理を認めるものとし、機密を保たなければならない。

### **(諸規程類の効力)**

第 7 条 定款及び諸規程類の制定、改廃にあたり、本規程の定める手続きによらないものは、すべて無効とする。

- 2 下位の諸規程類が上位の諸規程類に抵触する場合は、その抵触部分を無効とする。

### **(疑義の解釈)**

第 8 条 本規程第 3 条で定義する定款及び諸規程類の解釈、運用に疑義が生じた場合は、理事会にて協議の上、これを解決する。

### **(本規程の改廃)**

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

### **(細目)**

第 10 条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度、理事会の定めるところによる。

附則

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。